

令和 4 年度島根支部事業計画 (案)

及び予算計画

令和4年1月 18 日 令和3年度第3回評議会

令和4年度島根支部事業計画（案）

赤字・・・令和3年度からの変更点

青字・・・本部事業計画変更に伴う支部事業計画変更点

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p data-bbox="192 320 524 352">I. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="183 403 1106 512">適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p data-bbox="203 563 463 595">(1) 健全な財政運営</p> <ul data-bbox="210 603 1106 914" style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p data-bbox="188 967 331 999">【重要度：高】</p> <p data-bbox="188 1007 1106 1115"><u>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p data-bbox="188 1168 331 1200">【困難度：高】</p> <p data-bbox="188 1208 1106 1316"><u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u></p> <p data-bbox="188 1324 1106 1433"><u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>	<p data-bbox="1137 320 1469 352">I. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="1128 403 2047 512">適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p data-bbox="1149 563 1408 595">(1) 健全な財政運営</p> <ul data-bbox="1155 603 2051 914" style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

(2) サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。
- お客様満足度調査、加入者・事業主からのご意見等に基づき、わかりやすい案内・広報等サービス水準の向上を図る。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- 資格・外傷点検については、点検事務手順書を遵守し、効率的かつ効果的な点検審査を実施する。
- レセプト内容点検については点検効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進し、点検員のスキルアップを行うことで、査定率、再審

(2) サービス水準の向上

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査、加入者・事業主からのご意見等に基づき、わかりやすい案内・広報等サービス水準の向上を図る。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の各種申請書に係る郵送化率を95%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- 資格・外傷点検については、点検手順書を遵守し、効率的かつ効果的な点検審査を図る。
- レセプト内容点検においては、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検並びに点検内容のスキルアップを図り、質的向上

査レセプト 1 件当たりの査定額の向上に取り組む。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の新システム導入にともなう状況の変化を見極め、必要に応じて対策を講じる。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI :

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
（※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

（6）柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」とよばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

に取り組む。また、支払基金改革を踏まえた、レセプト内容点検の在り方について検討する。

■ KPI :

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
（※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

（6）柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

4 頁（7）より移動。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

変更の上、3 頁（6）に統合。

（7）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化を含む保険証適正使用の啓発及び、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期かつ着実に保険証未回収者に対する返納催告を実施する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を着実に実施する。
- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用した事業所等への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権の文書催告を速やかに実施するとともに、電話催告や、保険者間調整の積極的な活用、費用対効果を踏まえた法的手続き等を着実に実施することで、返納金債権の回収率向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※ 1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※ 2）の利用が可能となった。これにより、保

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

（7）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

（8）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化を含む保険証適正使用の啓発及び、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を着実に実施する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等も着実に実施する。
- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 毎月開催する債権管理進捗会議において P D C A サイクルを適切に回し債権の早期回収を図る。
- ・ 文書催告を速やかに実施し、電話等による催告と、保険者間調整の推進及び法的手続きを着実に実施し、債権の回収率向上を図る。

険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

◆ 支部独自事業

- ・【継続】「健康保険医療事務セミナー」
- ・【継続】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』設置」

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **94.3%**以上とする

(9) 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生

◆ 支部独自事業

- ・【継続】「健康保険医療事務セミナー」
- ・【継続】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』設置」

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **96.4%**以上とする

(10) 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生

産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

Ⅱ.戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上**
- II 医療等の質や効率性の向上**
- III 医療費等の適正化**

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

産性の向上を推進する。

Ⅱ.戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第5期アクションプランの目標と同一

- I 加入者の健康度の向上**
- II 医療等の質や効率性の向上**
- III 医療費等の適正化**

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。
- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の終盤となり、P D C Aサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「W E B ツールを活用したウォーキングイベント」

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、健診機関が不足している県西部への健診車による巡回・集団健診を実施する。
また、市町村など他保険者が主催する集団健診も積極的に活用し加入者の受診機会を確保する。
- ・ 事業者健診データ取得を促進するため引き続き委託によるデータ取得を進めるとともに、島根県医療情報ネットワークを活用し事業主・健診機関の負担軽減を図り事業者健診データを取得しやすい環境整備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診

- ・ 島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。
- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の後半となり、P D C Aサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「ウォーキングイベントおよび健康測定イベント」

- ・【新規】「健康づくり促進動画の作成委託」

健康づくりを目的とした動画を作成し、視聴とその実践を促進する。

- ※2. iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）にも関連あり

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、健診・保健指導カルテ等を分析し、受診率への影響が高いと見込まれる地域や業態等に対して、重点的かつ優先的に働きかけ、ナッジ理論等を活用し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得を促進するため、引き続き委託によるデータ取得を進めるとともに、健診機関や労働局等に連携を働きかけ、受診率向上並びに提供しやすい環境整備に努める。

者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：103,034人）
 - ・生活習慣病予防健診実施率 65.6%（実施見込者数：67,590人）
 - ・事業者健診データ取得率 16.5%（取得見込者数：17,001人）
- 被扶養者（実施対象者数：23,514人）
 - ・特定健康診査実施率 34.0%（実施見込者数：7,995人）

- ◆支部独自事業：
 - ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
 - ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
 - ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
 - ・【継続】「労働局と連携した事業者健診結果取得事業」
 - ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」
- ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨」
- ・【新規】「他保険者主催の集団健診への協会けんぽ加入者の受診勧奨」

■ KPI :

- ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：104,184人）
 - ・生活習慣病予防健診受診率 65.6%（受診見込者数：68,295人）
 - ・事業者健診データ取得率 16.5%（取得見込者数：17,190人）
- ②被扶養者（受診対象者数：29,317人）
 - ・特定健康診査受診率 34.0%（受診見込者数：9,968人）

③健診の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診の受診機会を確保するべく、健診実施機関の新規委託及び既存健診機関の受け入れ枠拡大を図る。
- ・特定健診対象者に対し受診機会の拡大を図るため支部独自の集団健診を実施する。また、オプション健診の実施などの付加価値を追加することで受診者数の増加を図る。
- ・特定健診対象者へわかりやすい健診案内パンフレット作成を図る。
- ・被保険者が属する事業所の事業主から受診を促すメッセージを添えて勧奨し、扶養家族の受診率向上を図る。

④事業者健診データ取得対策

- ・労働局との連携や、その他関係団体に対する働きかけを行う。
- ・事業者健診結果データ提供先の健診機関を増やし、効率的・効果的なデータ取得を行う。

- ◆支部独自事業：
 - ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
 - ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
 - ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
 - ・【継続】「労働局と連携した事業者健診結果取得事業」
 - ・【継続】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」
 - ・【継続】「社長メッセージによる特定健診受診勧奨」
 - ・【継続】「令和元年度生活習慣病予防健診未受診者への直接勧奨」
 - ・【新規】「県医師会と連携した事業者健診への問診項目追加」

■ KPI :

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 特定保健指導については順次、外部委託による実施に移行する。
- ・ 協会けんぽの保健師等は未治療者個人への受診勧奨及び、事業所カルテの分析結果等を基に「健康サポート」を実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQ O Lの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,341 人）

- ・ 特定保健指導実施率 35.1%（実施見込者数：6,089 人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：752 人）

- ・ 特定保健指導実施率 15.1%（実施見込者数：114 人）

- ① 生活習慣病予防健診受診率を 65.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所及び地域等を選定し、加入者等に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。
- ・ 情報通信技術を活用した直営による保健指導について試験的導入を始め、効率的な利用拡大を図る。

① 被保険者（特定保健指導対象者数：17,268 人）

- ・ 特定保健指導実施率 31.9%（実施見込者数：5,507 人）
（内訳）協会保健師実施分 15.9%
（実施見込者数：2,746 人）
アウトソーシング分 16.0%（実施見込者数：2,761 人）

② 被扶養者（特定保健指導対象者数：857 人）

- ・ 特定保健指導実施率 13.1%（実施見込者数：112 人）

<p>◆支部独自事業： ・【継続】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勸奨」</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>35.1%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>15.1%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委託及び直営保健師等により受診勧奨及びリスク予備群に対する健康サポートを面談等により実施する。</u> ・ <u>健診機関に委託する受診勧奨については健診結果の階層化と受診勧奨をセットで委託し早期受診を図る。</u> ・ 未治療者への受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>500人</u> ・ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ かかりつけ医との連携等による重症化予防プログラムの実施を<u>引き続き</u>取り組む。 ・ 未治療者に対する医療機関への受診勧奨を<u>含めた</u>保健指導を実施する。 <p><u>【重要度：高】</u> 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>◆支部独自事業： ・【継続】「未治療者に対する受診勧奨にかかる外部（<u>健診機関</u>）委託勧奨」 ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合 <u>12.9%</u>以上</p>	<p><u>③ 保健指導の受診勧奨対策健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ継続的に働きかける。</u> <u>また、特定保健指導に併せて魅力のあるオプション（健康づくり全般）を提供できる事業者を募り、対象者に案内して保健指導を実施する。</u></p> <p>◆支部独自事業： ・【新規】「集合契約締結機関と連携した特定保健指導（集団・個別）利用勸奨」</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>31.9%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>13.1%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>650人</u> ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防を<u>引き続き</u>取り組む。 ・ 未治療者に対する医療機関への受診勧奨<u>並びに重症化予防プログラムの参加勧奨及び</u>保健指導を実施する。 <p>◆支部独自事業： ・【継続】「未治療者に対する受診勧奨にかかる外部委託勧奨」 ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.9%</u>以上</p>
--	---

とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、文書等による勸奨を継続する。また、健康宣言事業所には取組を推進するために経年変化が把握できる事業所カルテを提供することで、事業所における取り組むべき課題を見える化し、健康づくりの更なる推進を図る。
- ・健康宣言後のフォローアップとして、出前講座やセミナーの内容を充実させるとともに、保健師等による事業所カルテを活用した個別アプローチを実施するためのスキームを構築する。
- ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防策を推進する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」
- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の優待券の作成」
- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」
- ・【新規】「健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌の発行」

とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勸奨を継続し、また、取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して優遇制度の更なる拡充を図る。
- ・事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」
- ・【継続】「健康測定機器レンタル」
- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の認定事業所に対する健康づくり支援事業」
- ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の拡大およびインセンティブ広報」
- ・【新規】「市町村と連携した健康経営（ヘルス・マネジメント認定制度）の広報」
各地域のヘルス・マネジメント認定事業所を周知広報し、企業価値向上・制度周知につなげる
- ・【新規】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」
「ヘルス・マネジメント認定制度」実施要領に基づき実施する表彰式（令和4年）に向けた準備を実施する

健康づくりに関する情報を健康宣言事業所へ定期的に発信することにより健康経営に関するフォローアップを図る。

・【新規】「健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催」

健康宣言事業所に対して健康経営セミナーの開催を通じて、健康づくりの取り組みの支援を行う

・【新規】「マスメディア系媒体を利用した健康経営の普及促進」

地域課題の解決に向けた健康経営の普及促進をマスメディアのコンテンツを活用し動画を配信する。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,360 事業所以上とする。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >

・ 従来の広報誌等に加え、健康保険委員を通じて新入社員へ協会けんぽについての冊子を提供し、若年層の健康保険制度や現状の理解促進を図る。

・ 協会けんぽの概要や上手な医療のかかり方などの健康啓発動画を県内大学内で広報し、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に努める。

・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

◆ 支部独自事業

・【継続】「デジタルサイネージ等を利用した支部事業広報」

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,350 事業所以上とする。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >

・ 従来の紙媒体に加え、加入者を含めより幅広く情報発信するため、YouTube等の動画を活用した広報を実施する。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に向けて努める。

・ 健康保険委員を対象とした「健康づくり出前講座」の体験講座及び健康づくり好取組事業所からの紹介講座を実施する。

・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。

◆ 支部独自事業：

・【継続】「デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した『上手な医療のかかり方』等の広報」

※ 2—（5）ii）上手な医療のかかり方に係る働きかけとも関連あり

・【新規】「YouTube 広告を活用した支部重点施策にかかる広報」

支部重点課題（健診・保健指導、適正受診等）を YouTube 動画広告等を活用し、効率的かつ効果的な広報を実施する。

・【新規】若年層のヘルスリテラシー向上に向けた制度チラシの作成

若年層のヘルスリテラシーの向上のために、健康保険制度の簡易版冊子を作成し、県内の大学等の教育現場や事業所の新入社員へ配布する。

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用に際しては、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 保険者協議会を通じて、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

◆ 支部独自事業：

- ・【継続】ジェネリック医薬品使用促進文書の送付

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合※を対前年度以上とする
※ 医科、DPC、歯科、調剤歯科における使用割合

・【新規】「JR 松江駅の電照掲示板等を活用した広報」

JR 駅構内の電照掲示板等を活用し、県民加入者に対して「上手な医療のかかり方」や「健康づくり」等の広報を実施するとともに、協会けんぽの認知度向上を図る。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 70.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用に際しては、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 保険者協議会を通じて、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

◆ 支部独自事業：

- ・【継続】ジェネリック医薬品使用促進文書の送付

・【継続】懸垂幕による広報

※ 2. i) 特定健診受診率の向上にも関連あり

■ KPI：島根支部のジェネリック医薬品使用割合※を対前年度以上とする
※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(4) インセンティブ制度の着実な実施< I、II、III>

令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「インセンティブ制度の広報チラシの作成」

(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信< II、III>

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」

(4) インセンティブ制度の実施及び検証< I、III>

加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「インセンティブ制度の広報チラシの作成」
- ・【継続】「web広告を利用したインセンティブ制度広報」

(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信< II>

i) 医療提供体制に係る意見発信

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

ii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」

について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

◆**支部独自事業：**

・**【新規】「上手な医療のかかり方に関する啓発啓蒙チラシの作成」**

医療費データの分析により、他支部と比較した島根県の特徴について、事業主、加入者に対して啓発・啓蒙チラシを配布する。

■**KPI：**効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

（6）調査研究の推進＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞

i）医療費等分析

- ・ 医療費適正化等に向けて、医療費の基礎情報等を利用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。
- ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を利用して、保険者協議会、県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。

・**【新規】医療費等データ分析に基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施**

医療費、健診結果データを用いて、市町村あるいは二次医療圏ごとに、その地域の健康課題を探求し、その分析によって得られた内容を市町村にフィー

について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

◆**支部独自事業：**

・**【新規】「医療費適正化等を含めた支部事業に関する理解度を高めるための広報」**
全事業所向けに適正受診を周知広報する。

■**KPI：**効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

ドバックし、課題解決に向けて地元自治体と連携した施策を実施する。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や業務体制の見直しを行う。

(2) OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活性化させる。

(3) 支部業績評価の本格実施に向けた検討

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させる。

II) 内部統制に関する取組

(1) 内部統制の強化

Ⅲ. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づく配置を実施していくとともに、支部内の部門間連携を強化し、業務の効率化等の状況も踏まえ、必要に応じた業務体制の見直しを行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用

- ・ 本部による評価者研修などの内容を支部内で確実に共有し、支部職員の実態に即した効果的な評価制度の運用を実施する。

(3) OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のため、支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活性化させる。

(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させていく。

II) 内部統制に関する取組

(1) 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。

(2) リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練等を検討する。

(3) コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

Ⅲ) その他の取組

費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とす

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

(2) リスク管理

- ・ 「情報セキュリティに係る遵守事項」に基づき、職員研修等を通じて徹底を図るとともに、個人情報漏えいチェックシートを活用したチェック体制の強化を図る。

(3) コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

Ⅲ) その他の取組

費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の回避に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とす

る。ただし、入札の見込み件数が4件以下の場合は一者応札数を1件以下とする。

る。ただし、入札の見込み件数が4件以下の場合は一者応札数を1件以下とする。

令和4年度島根支部事業計画 KPI 一覧

I. 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上
 - ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
 - ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする

- 効果的なレセプト内容点検の推進
 - ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 対前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
 - ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度以上とする

- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について 対前年度以下とする

- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
 - ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度以上とする
 - ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度以上とする

- 被扶養者資格の再確認の徹底
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.3%以上とする

II. 戦略的保険者機能関係

- 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ・ 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%以上とする
 - ・ 事業者健診データ取得率を 16.5%以上とする
 - ・ 被扶養者の特定健診実施率を 34.0%以上とする
 - ② 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 被保険者の特定保健指導の実施率を 35.1%以上とする
- ・ 被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.1%以上とする

〔参考〕 被保険者 実施率：35.1% （対象者数：17,341人、実施見込者数：6,089人）
 被扶養者 実施率：15.1% （対象者数：752人、実施見込者数：114人）

- ③ 重症化予防対策の推進
 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする
- ④ コラボヘルスの推進
 健康宣言事業所数を 1,360 事業所以上とする

- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉
 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.0%以上とする
- ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉
 ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 対前年度以上とする
 ※ 医科、DPC、歯科、調剤
- 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ
 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

Ⅲ. 組織・運営体制関係

- 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が 4 件以下の場合は一者応札件数を 1 件以下とする。

令和4年度島根支部保険者強化予算（最終）

【医療費適正化等予算】（単位：千円）

※端数処理のため内訳の計と合計が異なる場合があります。

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
適正医療 対策	継続	ジェネリック医薬品使用促進にかかる勧奨文書の送付	880	880
	新規	医療費等データ分析に基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施	1,540	1,540
	継続	医療機関への「負傷原因報告書ハガキ」の設置	25	25
	継続	健康保険医療事務セミナーの開催	500	100
広報・ 意見発信	継続	納入告知書同封チラシの作成	2,403	2,403
	継続	インセンティブ制度の広報チラシの作成	1,122	1,122
	新規	若年層のヘルスリテラシー向上に向けた制度チラシの作成	1,650	1,650
	新規	上手な医療のかかり方に関する啓発啓蒙チラシの作成	154	154
	新規	任継申請書（退職後の健康保険）の案内セットの送付	110	110
	継続	デジタルサイネージ等を利用した支部事業広報	990	990

予算枠	9,381	最終予算額合計	8,974
-----	-------	---------	-------

【支部保健事業予算】 (単位：千円)

※端数処理のため内訳の計と合計が異なる場合があります。

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
健診 経費	継続	健診実施機関への訪問実地指導	95	95
	継続	外部委託業者による事業者健診データ取得勧奨にかかる業務委託	9,460	9,460
	継続	取得した事業者健診結果データの作成	243	243
	継続	労働局と連携した事業者健診結果データの取得勧奨	264	264
	継続	地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得	924	924
	継続	集団健診実施	2,761	2,761
	継続	生活習慣病予防健診の未受診者への直接勧奨	297	297
	新規	他保険者の主催する集団健診への参画	1,155	1,155
	継続	健診推進費にかかる実施計画の推進	2,767	2,767
	継続	被扶養者に対する健診パンフレットによる広報	663	663

事業区分	継続 新規	事業名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
保健指導経費	継続	保健指導事務	219	219
	継続	集合契約締結機関と連携した、特定保健指導（集団・個別）利用勧奨	335	335
	継続	保健指導推進	149	149
予防重症化対策	継続	生活習慣病予防健診実施機関と連携した未治療者受診への勧奨	1,221	1,221
	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	2,794	2,794
（コロナボその他ヘルス等）	継続	委託事業者等による健康づくり出前講座	497	497
	継続	ヘルス・マネジメント認定制度の表彰	220	220
	継続	ヘルス・マネジメント認定制度の優待券の作成	55	55
	新規	健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌の発行	132	132
	新規	健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催	220	220
	継続	WEBツールを活用したウォーキングイベント	932	932
	新規	メディア系媒体を利用した健康経営の普及促進	1,320	1,320

予算枠	26,755	最終予算額合計	26,723
-----	--------	---------	--------